

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
自家用電気工作物の保安管理 業務委託	平成30年4月1日	所在地 松阪市郷津町238-1 商号 一般財団法人 中部電気 保安協会 松阪営業所 所長 青木 忠	4,254,768円	4,254,768円	一般財団法人中部電気保安協会は、中部5県下に48の拠点があり、1500名以上の電気主任技術者で構成されている集団であり、松阪エリアにある松阪営業所においても、20名以上の電気主任技術者が在籍している。停電時の自家用電気工作物の稼働に際しトラブル等が発生した場合、点在する機場等へ24時間体制で対応することができ、松阪エリアにおいては国の定める2時間以内の対応が可能である。以上のように、当協会は個人や小規模な団体に比し停電時における確実な対応、十分なサポート体制を確保することができる。また、定期点検における漏電調査等の専用機器も備えており、安全で確実な維持管理が期待できる。上記のことから、市内各所に多数点在する排水機場等自家用電気工作物の安全で確実な維持管理を委託できるのは当協会以外には無いことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。	無	
平成30年度基幹水利施設技術管理 強化特別指導事業管理指導業務委 託	平成30年4月1日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	18,538,200円	18,538,200円	三重県土地改良事業団体連合会は、管理技術者及び体制が整っていることから、技術者が湛水防除施設の技術的指導、点検整備及び施設操作の実施を行い、適切に維持管理をしていくことができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。	有	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
平成30年度阿波曾蛸路トンネル外 防災設備及び照明設備点検整備 業務委託	平成30年4月1日	所在地 伊勢市二見町茶屋421-2 商号 株式会社 イレクト伊勢 代表取締役 阿形 幸信	928,800円	928,800円	阿波曾蛸路トンネル防災設備については、トンネル内において交通事故や火災が発生した場合、迅速に事故の発生をトンネル管理者や消防署、警察署に通報し、臨機応変な処置をとること及び二次災害の防止を図る目的で設置されている。これらの設備は常時稼働していないことから、交通安全の確保と危険回避のため、特に定期的かつ確実な保守点検が必要である。保守点検にあたっては、設備の機能、方式、回路等の内容及び機器の定格、性能等を熟知し、緊急かつ的確に対応するとともに、点検時において不良品等を発見した場合、部品等の調達を迅速に行う必要がある。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。	無	
小野地区汚水処理施設維持管理業 務委託	平成30年4月1日	所在地 松阪市垣鼻町898-6 商号 松阪環境事業協同組合 代表理事 小川 剛司	3,004,560円	3,004,560円	本業務委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務として、本庁管内8業者で組織する松阪環境事業協同組合へ委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。	無	
高木地区汚水処理施設維持管理 業務委託	平成30年4月1日	所在地 松阪市垣鼻町898-6 商号 松阪環境事業協同組合 代表理事 小川 剛司	5,066,280円	5,066,280円	本業務委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づき結ばれた合理化協定による代替業務として、本庁管内8業者で組織する松阪環境事業協同組合へ委託するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。	有	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
中ノ庄第二排水機場施設改修工事 実施設計業務委託	平成30年6月28日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	748,440円	702,000円	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、県内市町村においても同規模の設計に携わり技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
高町排水機場施設改修工事 実施設計業務委託	平成30年6月28日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	1,130,760円	1,080,000円	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、県内市町村においても同規模の設計に携わり技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
鵜(笠松・星合)排水機場施設改修 工事実施設計業務委託	平成30年6月28日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	1,130,760円	1,080,000円	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、県内市町村においても同規模の設計に携わり技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
小野地区処理場電磁流量計取替 (流入用)修繕	平成30年6月29日	所在地 愛知県名古屋市西区 あしはら町86 商号 株式会社 トーブ 代表取締役 新美 一正	1,512,000円	1,512,000円	本修繕は、農業集落排水施設小野地区処理場の施設機械の維持修繕を行うため、更新及び設備修繕を行うものである。本施設は、小野地区の生活排水を浄化し公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。株式会社トーブは処理場設立当時から施設機械の診断や点検、修繕に携わっており、処理場の現場状況知識等に精通し、また、修繕完了後のメンテナンス面からも責任の追及が最も明らかとされる。以上のことから株式会社トーブと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
新川新排水機場エンジン部品 取替修繕	平成30年7月18日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	1,166,400円	1,166,400円	本事業は、施設についての助言や指導、日常の維持管理・点検を行うなど、施設の現状を把握し、技術的にも優れている三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、5号により随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
平成30年度高木処理場 施設設備修繕	平成30年7月23日	所在地 愛知県名古屋市南区弥 次工町2丁目19番地の1 商号 株式会社 エステム 代表取締役 塩崎 敦子	2,183,760円	¥2,183,760	本修繕は、農業集落排水施設高木地区処理場の施設機械の維持修繕を行うため、更新及び設備修繕を行うものである。本施設は、高木地区の生活排水を浄化し公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。処理場設立当時から施設機械の診断や点検、修繕に携わっており、特殊な施設機械を修繕出来るのは、株式会社エステムのみであるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
北谷地区換地等調整業務委託	平成30年8月13日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	3,269,160円	3,268,080円	本業務は、小片野町北谷地区のほ場整備事業に先立ち行う業務で、地区内の農地等の利用状況、関係農家の意向の把握、事業実施後の農用地利用状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地利用集積を検討する上での合意形成等を進めるとともに、換地計画策定の基準となる換地設計基準で作成して、土地改良事業の認可と補助事業に必要な資料作成をおこなう重要な作業である。土地改良事業をおこなうためには、多様化している事業の遂行に必要な情報資料の確保、事業執行体制についての整備、事務及び技術職員の充実が必要不可欠である。三重県土地改良事業団体連合会は、県下における土地改良事業に多数参画しており、多くの関連情報を有していること、本業務に必要とされる土地改良換地士を始め、ほ場整備に精通している技術者が多数在籍し、経験・知識も豊富であることから、最適な成果が得られる。以上のことから、当該業務の性質上又は目的が競争入札に適さないため、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
北谷地区公有地編入承認申請書 作成業務委託	平成30年10月1日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	515,160円	507,600円	本業務は、小片野町北谷地区のほ場整備事業による換地計画の樹立のために、国・県・市等の関係機関の編入物件について、土地登記情報及び公図、国公有地の調査等を基に現地調査をおこない、関係機関に地区編入承認申請するための書類を作成するものであり、将来の換地業務との一体的な取組が必要である。三重県土地改良事業団体連合会は、本業務と密接な関係にある「北谷地区換地等調整業務委託」を受注し、土地登記情報や国公有地の調査や現地踏査等をおこなっていることから、三重県土地改良事業団体連合会と契約することで、それぞれ競争した場合よりも著しく有利な価格で契約が可能となるものである。以上のことから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に基づき、随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
北谷地区地形図作成業務委託	平成30年10月1日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	1,787,400円	1,728,000円	本業務は、小片野町北谷地区の農地整備事業を実施する予定地区を対象として、調査・計画・換地業務及び施工のすべてに渡って基本となる地形図の作成を行う業務であり、将来の耕地区画、用排水路、農道、耕地の集団化等の整備を見越した整理が必要である。三重県土地改良事業団体連合会は、平成28年度から小片野町北谷地区の事業実施に向けて地域への支援や現地調査等と、本業務と密接に係る「北谷地区換地等調整業務」を実施していることで、地形等を総合的に把握しており、過去に収集した資料を基に地域の意見を的確に反映することができ、現地の状況を熟知していることから、現地踏査等の経費が節減でき、著しく有利な価格で契約が可能となる。三重県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に基づき、土地改良事業の適切かつ、効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とし設立された公益法人であり、会員である市町及び土地改良区等の土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助を事業として行っていることから、県下における土地改良事業に多数参画しており、多くの関連情報を有し、専門的な技術者が多数在籍し、経験・知識も豊富であり、信頼のおける団体である。以上のことから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号、7号により、随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
ため池耐震調査業務委託	平成30年10月5日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	43,544,520円	42,660,000円	本業務は、平成25年度実施の「ため池一斉点検」並びに「ため池ハザードマップ」の結果や過去のデータとの整合性をとりつつ、堤体健全度(耐震性照査)について総合的判断のもと改修の要否判定を行い、前年度実施の「ため池耐震診断」の結果等と合わせ、改修の順位付けをし、将来の計画策定に必要な基礎データを作成するものである。業務の実施にあたり、三重県土地改良団体連合会は、昭和52年から実施しているため池定期診断により、本市ため池の状態を継続的に熟知しており、平成25年には「ため池一斉点検」と「ため池ハザードマップ作成」を行い、ため池の現状と下流域に及ぼす被害想定等を熟知していることから、改修要否の判定に必要なこれらとの関連性、整合性を踏まえた適確な判断が可能となる。改修の順位付け判定では、前年度委託した、ため池耐震診断業務(12カ所)と今回の業務(17カ所)の結果を合わせ、統一的な判定ができ、また、これまでの業務実施による現地調査、資料収集などの省略で経費の縮減効果も見込めるものである。これまでの業務に対する責任所在の一元化も含め、以上のとおり本業務に必要な条件を唯一満たせることから、三重県土地改良事業団体連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号により、随意契約とした。	有	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
平成30年度小野処理場 施設設備修繕	平成30年10月19日	所在地 愛知県名古屋市西区 あしはら町86 商号 株式会社 トーブ 代表取締役 新美 一正	1,398,600円	1,398,600円	本修繕は、農業集落排水施設小野地区処理場の施設機械の維持修繕を行うため、更新及び設備修繕を行うものである。本施設は、小野地区の生活排水を浄化し公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。株式会社トーブは処理場設立当時から施設機械の診断や点検、修繕に携わっており、現場状況知識等に精通し、また、修繕完了後のメンテナンス面からも責任の追及が最も明らかとされる。以上のことから株式会社トーブと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
一志南部用水地区事業計画書 作成業務委託	平成30年12月5日	所在地 津市広明町330 商号 三重県土地改良事業 団体連合会 代表監事 森 義明	7,648,560円	7,506,000円	三重県土地改良事業団体連合会は、 会員である一志南部用水土地改良区 に対して、日ごろから当該施設の維持 管理に関する技術的な支援・指導をお こなう唯一の団体で、緊密な関係が構 築されているため、土地改良区の意向 を反映した実効性の高い業務遂行が できる。また、継続的に当該施設の定 期診断を実施しており、施設の状態を 総合的に把握し、本業務に必要な情 報や資料を保有しているため、現地調 査や資料の収集などで業務内容を省 略及び省力化でき、経費の縮減効果 が見込める。事業計画を作成するにあ たり、これまで国・県のヒアリングに参 加していることで豊富な知識と経験を 有し、多くの関連情報を保有している ことで適正な事業計画の作成が可能と なる。以上のことから、三重県土地改 良事業団体連合会と地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号、6号により 随意契約とした。	有	
高木処理場 微細目スクリーン2台 取替修繕	平成30年12月7日	所在地 愛知県名古屋市南区弥 次工町2丁目19番地の1 商号 株式会社 エステム 代表取締役 塩崎 敦子	896,400円	896,400円	本修繕は、農業集落排水施設高木地 区処理場の施設機械の維持修繕を行 うため、更新及び設備修繕を行うも のである。本施設は、高木地区の生活排 水を浄化し公共水域へ放流する施設 であるため、施設機械の故障等は、汚 水処理に支障をきたし、公共水域に水 質基準値を超える水質の処理水を放 流してしまう恐れがあるため定期的に 修繕を行う必要がある。処理場設立当 時から施設機械の診断や点検、修繕 に携わっており、特殊な施設機械を修 繕出来るのは、株式会社エステムの みであるため地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号により随意契約 とした。	無	

随意契約結果一覧

所属(課名) 産業文化部 農村整備課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
平成30年度高木処理区中継ポンプ 施設取替修繕	平成31年1月25日	所在地 津市藤方1165-1 商号 三愛物産株式会社 三重支店 取締役支店長 山本 明 彦	1,306,800円	1,306,800円	本修繕は、農業集落排水施設高木地区の中継ポンプの維持修繕を行うため、更新及び修繕を行うものである。本施設は、高木地区の生活排水を浄化し公共水域へ放流する施設であるため、施設機械の故障等は、汚水処理に支障をきたし、公共水域に水質基準値を超える水質の処理水を放流してしまう恐れがあるため定期的に修繕を行う必要がある。処理場設立当時から中継ポンプの点検、修繕に携わっており、本施設の現状を把握しており、技術的にも優れているため、三愛物産株式会社三重支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	